

山梨県公報

第百六号

令和二年

六月二十二日

月 曜 日

目次

○建築基準法に基づく道路位置指定……………	三一九
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………	三一九
○開発行為に関する工事の完了について……………	三一九
監査委員	
○監査の結果に基づく措置状況……………	三二〇

告 示

山梨県告示第百二十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和二年六月十五日
- 二 指定道路の位置 南都留郡富士河口湖町船津字柴休場千三百四十七番七
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十八・〇メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和二年六月八日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人フードバンク山梨
 - 2 代表者の氏名 米山恵子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、市場に出すことができなくても、消費するには十分に安全な規格外食品を企業や農家等から提供してもらい、必要としている福祉施設や生活困窮者に届けるフードバンクシステムを構築するとともに、社会の食品ロスの削減に向けた意識の醸成を図る。さらに、生活困窮者への食糧支援と相談支援を通して、だれもが食を分かち合い心豊かに暮らしていける社会を創ることを目的とする。
- 縦覧期間 令和二年六月十日から同年七月十日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和二年六月八日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人日本高山植物保護協会
 - 2 代表者の氏名 岩科司
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、全ての人々に対し高山植物保護思想の啓発および保護の実践等に関する事業を行い、もって日本における動植物等の生態系の保全に寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 令和二年六月十日から同年七月十日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項の協議に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年六月二十二日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 大月市猿橋町桂台三丁目三十一番一の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県知事 長崎幸太郎

監査委員

山梨県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和二年六月二十二日

山梨県監査委員 小 島 久 徹
 同 小 泉 広 樹
 同 桜 本 広 樹
 同 永 井 学

1 定期監査（令和元年度下期分）

(1) 監査実施機関、監査実施日及び監査の結果は、令和二年三月三日発行（山梨県公報号外第10号）山梨県監査委員告示第1号のとおり

(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった機関が講じた措置の内容

監査対象機関	総合政策部 大阪事務所
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月27日、令和2年1月30日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 1件（給与1）

1) 週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、一週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務一時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ支給されていなかった。

(発生原因の検証結果)

勤務時間が週38時間45分を超えた部分について、時間外勤務手当（25/1000の割合を乗じて得た額）を支給されることが十分に周知されていなかった。

また、給与担当者においても、振替日等を把握しておらず適正な支給を行うことができなかった。

(今後の対応策等)

令和2年1月支給分給与にて、未支給分の時間外勤務手当（25/1000）を支給した。

今後は、同一週にて振替を行うことを基本とするが、業務の関係上やむを得ず別週に振り替え一週間の勤務時間が週38時間45分を超えた場合には、勤務状況システム決裁者と給与担当者において、密に情報共有を行い支給漏れを防ぐ。

監査対象機関	県民生活部 富士山世界遺産センター
監査対象期間	平成30年7月～令和元年6月
監査実施日	令和元年9月26日、令和元年10月29日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 1件（物品1）

1) 借用物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていないものがあった。

(発生原因の検証結果)

令和元年の夏に開催した企画展に際し、県以外の者から文書や額などを借用したが、担当職員の認識不足及び担当内のチェック不足により、占有物品受入調書等が作成されなかった。

(今後の対応策等)

速やかに占有物品受入調書及び占有物品払出調書の作成を行った。該担当内で財務規則に基づき占有物品に係る手続きについて再確認するとともに、他の職員にも周知し、再発防止を図った。今後は、担当内におけるチェックを徹底し、

占有物品に係る事務の適正な執行に努める。

監査対象機関	県民生活部 富士山科学研究所
監査対象期間	平成30年8月～令和元年6月
監査実施日	令和元年9月27日、10月29日

監査の結果 講じた措置

(指摘事項) 1件 (契約1)
 1) 契光灯収集・運搬業務委託契約書において、契光保証金を免除していたが、契約解除に関する連約金条項が設けられていなかった。

1) (発生原因の検証結果) 財務規則に規定された、契約書に記載すべき事項についての理解が不十分であった。(今後の対応策等) 直ちに、契約書の記載を是正した。今後はチェックリスト等を活用し必要事項に漏れがないよう確認を行う。

監査対象機関	総務部 総合県税事務所
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月7日、12月20日

監査の結果 講じた措置

(指摘事項) 3件 (収入1、給与1、契約1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

科目	平成30年度決算額	令和元年10月末現在
戸籍簿利用税	8,388,029	8,388,029
契たばこ税	3	0
個人県民税	895,613,711	714,022,447
法人県民税	16,401,338	11,531,109
個人事業税	28,187,696	22,045,915
法人事業税	37,891,906	27,684,128
不動産取得税	40,733,847	21,731,065
自動車税	99,958,357	67,101,065
加算金	11,922,489	10,928,033
合計	1,139,097,376	883,431,791

単位：円

1) (今後の対応策等) 「税込確保対策」に基づき、徴収率向上と滞納額削減を目標に掲げ、職員一丸となって次のとおり取り組んでいる。

①課税段階の対策としては、円滑な納税を促進するために、電話や文書により課税内容の説明を行うとともに、コンビニ収納の利便拡大や時間外電話相談の実施など、納税環境の充実に努めている。

また、未納者に対しては、督促状発付前に電話等で早期納税を促すとともに、資金繰りや経営状況などの情報を収集して徴収部門と連携を図るなど、早期の対応を図っている。

②滞納者への対策としては、早めに文書催告を行うとともに、徹底した財産調査による差し押さえと迅速な換価、インターネット公表、不動産公示の実施など、滞納整理の一層の強化に努めている。特に、高額滞納者への捜索を積極的に実施し、滞納繰越額の更なる圧縮に取り組んでいる。

③県税の滞納繰越額の約8割を占める個人県民税については、市町村との共同文書催告、「地方税法48条の規定による直接徴収」、「山梨県地方税滞納整理機構」による取り組みなどを行い、徴収に努めている。

④市町村の徴収力強化の取り組み
 ア 総合県税事務所職員を市町村へ派遣し、市町村の徴収強化を図っている。
 イ 市町村職員の総合県税事務所への派遣受入れ、総合県税事務所職員とともに派遣元市町村の個人住民税の滞納整理を行っている(令和元年度は、9市町から12名を受入れた)。

⑤滞納整理の強化と滞納額の縮減への取組み
 ア 「一斉ダイアログ週間」や「一斉捜索週間」を設定し、集中した取り組みを行う中で、差押えの早期執行を徹底している。
 イ 公売が可能なものはインターネット公売、市町村との合同公売を活用し、税収確保を図っている。
 ウ こうした取り組みの結果、年々滞納繰越額は減少し、また徴収率は上昇している。
 目標徴収率98.7%に向けて職員一同さらに取り組みを強化している。

2) (発生原因の検証結果)
 振替勤務を行った職員と給与担当者との連絡不足が原因である。
 (今後の対応策等)
 支給不足があった職員には直ちに不足額を支給した。今後は、振替勤務を行った職員からの給与担当者への連絡を徹底するとともに、時間外勤務の集計の際にも勤務状況の再確認を徹底する。

3) (発生原因の検証結果)
 契約事務の際、前年度まで使用していた契約書の内容をそのまま記載してしまい、連約金条項について単価契約のものになっていないか確認しないまま契約書を作成してしまっていた。
 (今後の対応策等)
 令和2年度と同業務の契約に関しては、契約書の記載を是正した。今後は連約金条項を含め、表記が単価契約のものになっているか確認しながら契約書を作成する。

2) 週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、一週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務一時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ支給されていなかった。

3) 単価契約である産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書において、予定数量の記載がなかった。
 また、契約解除に関する連約金条項が単価契約のものとなっていないかった。

④市町村の徴収力強化の取り組み
 ア 総合県税事務所職員を市町村へ派遣し、市町村の徴収強化を図っている。
 イ 市町村職員の総合県税事務所への派遣受入れ、総合県税事務所職員とともに派遣元市町村の個人住民税の滞納整理を行っている(令和元年度は、9市町から12名を受入れた)。

監査対象機関	福祉保健部 中北保健福祉事務所 (本所)
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月14日、令和2年1月23日

監査の結果 講じた措置

(指摘事項) 3件 (収入1、給与1、物品1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

<p>つた。</p> <p>【一般会計】</p> <p>① 父子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 3件 5,507,000円</p> <p>② 雑入 (大の拘留に係る返還手数料) 過年度分 先数 1件 11,650円</p> <p>【特別会計】</p> <p>① 母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 37,542,469円 令和元年度分 197,996円</p> <p>合計 先数 68件 37,740,465円</p> <p>② 母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 8件 279,911円</p> <p>③ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 9件 4,802,250円</p> <p>④ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 2件 83,292円</p> <p>⑤ 母子福祉資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 5,369円</p>	<p>福祉資金の未収金については、長期未償還者や高額滞納者に対して、訪問、手紙、電話、面談、住所調査等の措置を講じ、重点的に交渉を行った。連帯保証人との交渉も積極的に行い、未収金の回収に取り組んだ。今後も滞納者個々の状況に応じたきめ細かな償還指導を行う。</p> <p>また、大の抑留返還手数料については、引き続き、定期的に訪問、電話等により返還計画書に基づき返還指導を行う。</p> <p>なお、【特別会計】⑤母子福祉資金貸付金償還金については、平成31年4月に甲府市に事務移管済みである。</p> <p>○収入未済の状況 (令和2年2月末日現在) カッコの金額は、子備監査後から令和2年2月末日までの収納額</p> <p>【一般会計】</p> <p>① 父子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 3件 5,487,000円 (収納済 20,000円)</p> <p>② 雑入 (大の抑留に係る返還手数料) 過年度分 先数 1件 3,650円 (収納済 8,000円)</p> <p>【特別会計】</p> <p>① 母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 36,205,744円 (収納済 1,336,725円) 令和元年度分 158,996円 (収納済 39,000円)</p> <p>合計 先数 65件 36,364,740円</p> <p>② 母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 8件 279,911円 (収納済 0円)</p> <p>③ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 8件 4,360,850円 (収納済 441,400円)</p> <p>④ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 2件 83,292円 (収納済 0円)</p>
--	---

2) 週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、一週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務一時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を支給する時間外勤務手当に限りがあった。また、祝日の代休日の取得において、時間外勤務手当が支給されているものがあつた。

2) (発生原因の検証結果)
制度に対する理解不足に加え、新任者に事務の引き継ぎがされていなかった。
(今後の対応策等)
支給不足があった職員については、令和2年3月及び4月に不足額を支給した。
今後は、時間外勤務手当の集計における留意点をまとめ、事務の引き継ぎを行う。令和2年4月以降は中北地域県民センターにおいて幹事集計を行うため、それぞれの担当者

<p>3) 貸借物品である印刷機について、財務規則第168条に定める占有物品受入調査は物品管理システム上入力されていたが、審査入力が行われず、占有物品として登録がされていなかった。</p>	<p>でチェックを行い、誤りがないよう留意する。</p> <p>○具体的な留意点の内容 時間外勤務手当の集計時において、週休日の振替一覧を印刷し、該当者がいないかをチェックする。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 決裁後にシステム上で審査まで完了しているか確認していなかった。 (今後の対応策等) 占有物品一覧表により、該当する物品が登録されているか確認する。</p>
--	---

監査対象機関	福祉保健部 映東保健福祉事務所
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月15日、令和2年1月21日
監査の結果	
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。	
【特別会計】	
① 母子福祉資金貸付金償還金 (元金)	3,747,575円
令和元年度分	48,335円
合計 先数 7件	3,795,910円
② 母子福祉資金貸付金償還金 (利子)	98,321円
過年度分 先数 1件	
③ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)	531,000円
過年度分 先数 1件	

1) (今後の対応策等)
母子・寡婦・父子福祉資金の収入未済については、郵送、電話、訪問等により滞納者の収入や生活等の現況確認を行い、今後の償還計画を作成し、現金収納又は納付書により毎月償還するよう指導を行っている。所在不明の滞納者については、償還指導継続のため、住民票等の確認により所在の調査を実施している。

また、失業等により収入が少なく償還困難なケースについては、市、ハローワーク、フードバンク等と連携し、就業や生活支援を行っている。

○収入未済の状況 (令和2年2月末日現在)
カッコの金額は、子備監査後から令和2年2月末日までの収納額

【特別会計】

① 母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 3,625,175円
令和元年度分 48,335円
合計 先数 7件 3,673,510円

(過年度分 122,400円 令和元年度分 0円)

② 母子福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 先数 1件 98,321円
(過年度分 0円)

③ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 先数 1件 477,900円
(過年度分 53,100円)

監査対象機関	福祉保健部 映南保健福祉事務所
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月29日、12月25日

監査の結果 講じた措置

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

①生活保護費返還金

過年度分 14,854,882円

令和元年度分 650,686円

合計 先数48件 15,505,568円

【特別会計】

①母子福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 4,611,185円

令和元年度分 366,565円

合計 先数13件 4,977,750円

②母子福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 先数2件 87,412円

1) (今後の対応策等)

【一般会計】

①生活保護費返還金については、平成18年度の出先機関の再編により他所から当事務所へ引き継がれた債権もある中、過年度分の債権から回収に努めている。回収可能な債権については分納等により毎月納付書を送付し回収に努めているが、回収が困難な債権については債務者の現状を把握するとともに、訪問調査などにより債務者の理解が得られるよう説明し、債権回収に当たっている。

○収入未済の状況(令和2年2月末日現在)

カッコの金額は、予備監査後から令和2年2月末日までの収納額

・過年度分

先数33件 14,506,132円

(収納済 348,750円)

・令和元年度分

先数8件 644,686円

(収納済 6,000円)

合計 先数40件 15,150,818円

(収納済 354,750円)

【特別会計】

母子福祉資金貸付金償還金に関わる収入未済の対象者に対しては、来庁の呼び出しや自宅訪問により生活の現況を確認しながらの償還指導を行い、債務承認書の徴収や分納による「支払計画書」を提出させるなどして確実な償還を促すとともに、状況に応じた連帯保証人に連絡し、償還状況の説明や未収金解消の協力を依頼するなど指導の強化を講じている。

○母子福祉資金貸付金償還金(元金)

○収入未済の状況(令和2年2月末日現在)

カッコの金額は、予備監査後から令和2年2月末日までの収納額

・過年度分

先数7件 4,466,921円

(収納済 144,264円)

・令和元年度分 先数8件 355,140円

(収納済 11,425円)

合計 先数11件 4,822,061円

(収納済 155,689円)

監査対象機関	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所	※母子等の安定した生活確保に配慮するため未納者に対しては、少額ながらも分納をさせているケースが多く、未収金を先行に償還させているため、本来の予定償還期限が逐次到来するにあたり、その分未収金は蓄積せざるを得ない状況である。
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月	②母子福祉資金貸付金償還金(利子)
監査実施日	令和元年11月28日、令和2年1月24日	母子福祉資金(利子)の収入未済については、先数2件のうち、1件は自己破産による不納欠損手続きをとっており、1件は元金を先に分納にて償還させているため、増減なしとなっている。

監査対象機関	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所	○収入未済の状況(令和2年2月末日現在)
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月	カッコの金額は、予備監査後から令和2年2月末日までの収納額
監査実施日	令和元年11月28日、令和2年1月24日	・過年度分 先数2件 87,412円

監査の結果

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

①生活保護費返還金

過年度分 22,745,699円

令和元年度分 4,800円

合計 先数22件 22,750,499円

【特別会計】

①母子福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 18,056,489円

令和元年度分 1,022,590円

合計 先数38件 19,079,079円

②母子福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 190,141円

令和元年度分 145円

合計 先数11件 190,286円

③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 2,198,347円

令和元年度分 64,000円

合計 先数5件 2,262,347円

④寡婦福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 先数4件 77,841円

令和元年度分 先数1件 6,944円

⑤父子福祉資金貸付金(元金)

令和元年度分 先数1件 6,944円

講じた措置

1) (発生原因の検証結果)

生活保護については、生活保護法第63条又は第78条に基づき費用返還等が生じたため、貸付金については、償還能力が低い人に対して貸し付けを行っていることから、借受人の収入の変化や病気で就労困難となった場合などに収入未済となるケースが多い。

(今後の対応策等)

生活保護費については、保護開始時及び定期的な世帯訪問時に収入申告の必要性を被保護者に十分に説明の上、保護費返還の発生を抑えるとともに、保護費を支給しているときには返還金との相殺を行って回収を図る。

貸付金については、相談時に償還月額について説明し、連帯借受人や連帯保証人がいる場合は、借付証書を取り交わす際等に面談し、強力的に償還の意識付けをする。現在の滞納債権については、連帯保証人を含めた償還指導を継続して行う。

○収入未済の状況(令和2年2月末日現在)

カッコの金額は、予備監査後から令和2年2月末日までの収納額

【一般会計】

①生活保護費返還金

過年度分 22,627,699円

<p>2) 週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、一週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務一時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ支給されていなかった。</p> <p>3) 職員の社会福祉業務従事手当について、過って宿日直手当を支給していたため、過</p>	<p>(収納済 118,000 円) 令和元年度分 0 円 (収納済 4,800 円) 合計 先数 21 件 22,627,699 円 (収納済 122,800 円)</p> <p>【特別会計】</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 17,480,942 円 (収納済 575,547 円) 令和元年度分 746,218 円 (収納済 276,372 円) 合計 先数 38 件 18,227,160 円 (収納済 851,919 円)</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 189,867 円 (収納済 274 円) 令和元年度分 126 円 (収納済 19 円) 合計 先数 11 件 189,993 円 (収納済 293 円)</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 2,087,867 円 (収納済 110,480 円) 令和元年度分 38,400 円 (収納済 25,600 円) 合計 先数 5 件 2,126,267 円 (収納済 136,080 円)</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 4 件 77,841 円 (収納済 0 円)</p> <p>⑤父子福祉資金貸付金償還金 (元金) 令和元年度分 0 円 (収納済 6,944 円)</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 週休日の振替があった場合に同一週内の振替となっていないかのチェックが不十分であった。 (今後の対応策等) 未支給分については直ちに追加支給を行った。今後は、毎月の人事給与システム入力時に、週休日の振替を勤務状況システムの帳票を担当内でチェックし、振替が同一週内でないもので、一週間の勤務時間が38時間45分を超える場合については、25/100の割合の時間外勤務実績をシステムに入力の上、登録結果を再度担当内で確認することとした。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 人事給与システムの「実績手当登録結果確</p>
---	---

<p>払いとなっていた。</p> <p>4) 一般廃棄物収集運搬処理業務委託契約書において、契約解除に関する違約金条項の記載が単価契約のものとなっていないかった。</p> <p>4) (発生原因の検証結果) 前年度の契約書をそのまま使用し、各条項の記載内容の確認が不十分であった。 (今後の対応策等) 直ちにすべての単価契約について契約書を確認し、違約金条項の記載が誤っているものは修正した。今後は、契約書案の作成の都度、各条項の記載内容の確認を徹底する。</p>	<p>誤票」の帳票で確認しておらず、チェックが不十分であった。 (今後の対応策等) 誤支給分については直ちに修正を行い、該当職員から過払い額が払い込まれた。今後は、毎月の人事給与システム入力後に「実績手当登録結果確認票」の帳票を、担当内で確認してチェックを徹底する。</p> <p>4) (発生原因の検証結果) 前年度の契約書をそのまま使用し、各条項の記載内容の確認が不十分であった。 (今後の対応策等) 直ちにすべての単価契約について契約書を確認し、違約金条項の記載が誤っているものは修正した。今後は、契約書案の作成の都度、各条項の記載内容の確認を徹底する。</p>
--	--

<p>監査対象機関</p> <p>監査対象期間</p> <p>監査実施日</p>	<p>福祉保健部 かけぼの医療福祉センター</p> <p>平成30年9月～令和元年8月</p> <p>令和元年11月22日、令和2年1月24日</p>	<p>監査の結果</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①児童福祉施設費負担金 過年度分 2,287,825円 令和元年度分 59,800円 合計 先数 6 件 2,347,625円 ②あけぼの医療福祉センター一使用料 過年度分 2,911,078円 令和元年度分 3,580円 合計 先数 9 件 2,914,658円</p>
<p>監査の結果</p> <p>1) (今後の対応策等) 文書、電話、家庭訪問、保護者来所時の面談による督促や分割納付誓約書の徴収により回収を進める。新たな収入未済が生じた場合は、未収金が多額にならないよう関係セクションと連携し早期回収に努める。未収金が多額で回収が困難な長期債務者については、市町村等の関係機関と連携して回収に向けた交渉を継続していく。 ○収入未済の状況 (令和2年2月末日現在) カッこの金額は、予備監査後から令和2年2月末日までの収納額 ①児童福祉施設費負担金 過年度分 1,664,825 円 (収納済 623,000 円) 現年度分 59,800 円 (収納済 0 円) 合計 先数 6 件 1,724,625 円 (収納済 623,000 円) ②あけぼの医療福祉センター一使用料 過年度分 2,907,108 円 (収納済 3,970 円) 現年度分 0 円 (収納済 3,580 円) 合計 先数 6 件 2,907,108 円 (収納済 7,550 円)</p>		

<p>2) 債権管理について、次のとおり不備があった。</p> <p>①延滞債権に係る債務者のうち、延滞債権管理簿等による記録管理が行われていないものがあつた。</p> <p>②収入未済に係る延滞債権管理簿に平成29年度以降の交渉状況が記載されていないものがあつた。</p>	<p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>①新たに延滞債権に係る債務者となった者について、延滞債権管理簿を作成してはなかった。</p> <p>②督促状の発行等の手続きを行っていたが、延滞債権管理簿にその旨を記載してはなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①直ちに延滞債権管理簿を作成するとともに、今後は記録管理を行っていく。</p> <p>②延滞債権管理簿等について、直ちに記載の漏れていたものについて記載を行うとともに、今後は適宜必要な記載を行っていく。</p>
---	---

<p>監査対象機関 福祉保健部 育精福祉センター</p> <p>監査対象期間 平成30年9月～令和元年8月</p> <p>監査実施日 令和元年11月21日、令和2年1月24日</p>	<p>監査の結果</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①児童福祉施設費負担金 過年度分 2,072,080円 令和元年度分 51,096円 合計 先数 13件 2,123,176円</p> <p>②育精福祉センター使用料 過年度分 349,700円 令和元年度分 4,600円 合計 先数 2件 354,300円</p> <p>③雑入 令和元年度分 先数 1件 14,499円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>督促状の発行はもとより、入所児童の家庭状況等に配慮しながら、電話連絡、来所の際の面談、催告文書の送付などの取り組みを今後とも続けていく。</p> <p>○収入未済の状況(令和2年2月末日現在) カッコの金額は、予備監査後から令和2年2月末日までの収納額</p> <p>①児童福祉施設費負担金 過年度分 1,928,080円 (収納済 144,000円) 令和元年度分 51,096円 (収納済 0円)</p> <p>合計 先数 3件 1,979,176円 (収納済 144,000円)</p> <p>②育精福祉センター使用料 過年度分 349,700円 (収納済 0円) 令和元年度分 0円 (収納済 4,600円) 合計 先数 1件 349,700円 (収納済 4,600円)</p> <p>③雑入 令和元年度分 先数 0件 0円 (収納済 14,499円)</p>
---	---	---

監査対象機関	福祉保健部 富士ふれあいセンター
監査対象期間	平成30年9月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月7日

<p>監査の結果</p> <p>1) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>扶養手当支給額改定は行ったが、扶養親族簿による認定・確認作業を失念した。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>扶養親族簿による認定・確認を行い、該当欄に記載の上、確認欄に署名確認印を押しした。</p> <p>今後は、支給額単価改定に際しても担当者及び確認・決定欄記載者が二重チェックを行うなど、再発防止に努める。</p>
---	---

<p>監査対象機関 福祉保健部 動物愛護指導センター</p> <p>監査対象期間 平成30年10月～令和元年7月</p> <p>監査実施日 令和元年10月18日、11月11日</p>	<p>監査の結果</p> <p>1) 長期継続契約の対象となるガス警報器の賃借契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約の運用について」の通知に基づき出納局長への協議が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>「長期継続契約」の対象となる業務の範囲について、通知に対する認識不足があつた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>過去の通知内容を再確認するとともに、令和2年4月から、通知に即した長期継続契約を締結する。</p>
---	--	--

<p>監査対象機関 子育て支援局 女性相談所</p> <p>監査対象期間 平成30年9月～令和元年10月</p> <p>監査実施日 令和2年1月7日</p>	<p>監査の結果</p> <p>1) 単価契約である一時保護委託契約書において、次のとおり不備があつた。</p> <p>①予定数量が記載されていなかった。</p> <p>②契約解除に関する違約金条項の記載が単価契約のものとなっていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①②契約の段階で単価契約との認識がなかったため、予定数量の記載や、違約金条項の記載内容に不備があつた。</p> <p>(今後の対応策)</p> <p>①②次年度より契約書の内容を変更することとした。</p> <p>今後は財務規則の熟知やチェック体制の整備等、更なる再発防止に努めることとする。</p>
--	---	---

監査対象機関	子育て支援局 甲陽学園
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月19日、令和2年1月22日
監査の結果	監査の結果
監査の結果	監査の結果

(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童福祉施設費負担金 過年度分 134,096円 令和元年度分 9,000円 合計 先数 2件 143,096円	1) (今後の対応策等) 児童福祉施設費負担金については、山梨県債権管理回収処理マニュアルに基づき、文書、電話、訪問により回収に努めており、債権者の生活状況により回収に努めており、債権者など、計画的な納付を促している。 また、納期限を過ぎても納付が確認できないものについては、速やかに督促状を発行し、適正な債権管理を図る。 ○収入未済額 (令和2年2月末日現在) 過年度分 113,096円 (収納済 21,000円) 令和元年度分 9,000円 (収納済 0円) 合計 122,096円 (収納済 21,000円)

監査対象機関	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	平成30年8月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月25日、11月28日
監査の結果	
(指導事項) 1件 (収入1)	講じた措置
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数 1件 735,000円	1) (今後の対応策等) 文書や臨戸による催告を繰り返しているが納付されていない。 授業料 過年度分 先数1件 735,000円 今後も文書等による催告や定期的な訪問を行い、継続して未収金の回収に努める。

監査対象機関	農政部 畜産部農技術センター
監査対象期間	平成30年8月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月15日、11月11日
監査の結果	
(指導事項) 1件 (財産1)	講じた措置
1) 平成30年11月9日付けの消防用設備等点検結果報告書において、消火器具に不良があったが、消防法第8条の規定による防火管理上必要な整備が行われていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 不良箇所について、整備しなければいけないという認識はあったが、消防法に関する知識の不足、防火管理に関する認識の不足から業務の優先順位の適切な判断に至らず、迅速な対応が出来ていなかった。 (今後の対応策等) 令和元年8月30日実施の点検結果報告を踏まえ、新たに不良が判明した項目も含めて次のとおり対応した。 ・消火器薬剤詰替 17本 ・消火器更新 2本 ・スタンプ認識更新 6台 ・自動火災報知設備 予備電源交換 今後は職場会議や職場研修などの機会を通

(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①家畜用飼料の単価供給契約不履行に伴う違約金 過年度分 先数 1件 250,722円	1) (発生原因の検証結果) 当該契約業者が平成29年5月31日に事業停止となり、債務履行不能となったが、当該契約業者は支払能力を有しておらず、収入未済となつてしまつた。 (今後の対応策等) 平成29年6月14日及び平成30年5月28日と郵送にて債務者あて納付書を送付するも納付はなかつた。以後繰り返し電話催告を行っている。今後も違約金納付について粘り強く催告を続けることで、全額納付されるように努めていく。

監査対象機関	農政部 水産技術センター
監査対象期間	平成30年8月～令和元年6月
監査実施日	令和元年9月27日、10月25日
監査の結果	
(指導事項) 1件 (財産1)	講じた措置
1) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 2筆	1) (発生原因の検証結果) 未登記となつている2筆は、用地取得当時(昭和47年頃)に相続登記ができず未登記となつたものであり、それ以降も相続人が死亡しており権利関係が錯綜している。 (今後の対応策等) 用地取得から50年近くが経過し、相続関係人の増加と当時の状況を知っている関係者が死亡していることから、容易に所有権移転登記ができる状況にはないが、権利関係者の調査等を継続して行うなど未登記の解消に向けて努めていく。

監査対象機関	農政部 総合農業技術センター (病害虫防除所)
監査対象期間	平成30年8月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月15日、11月14日
監査の結果	
(指導事項) 1件 (重点事項1)	講じた措置
1) 生産物売払収入に係る現金領収簿の取扱について、財務規則第44条第2項関係運用通知に基づき、現金領収書の交付を省略し、現金を収納した現金領収書原符とともに交付を省略した現金領収書を保管しているが、現金領収書が保管されていないものがあつた。	1) (発生原因の検証結果) 当センターでは本所と支所でそれぞれ現金収納を行っており、支所で現金を収納した場合、本所に現金領収書を転送することになっている。 今回保管されていた現金領収書は、本所に転送される際に紛失したものと考えら

れる。
(今後の対応策等)
今後は、財務規則の規定を十分理解したうえで事務処理にあたり、本所支所間での書類の送付については双方で確認を行い、再発防止に努める。

異動に伴う引き継ぎの際は、点検の実施事項と期限について、事務所全体でまとめたものにより引き継ぐものとする。
日常点検の実施状況を確認していく中で、各法定点検の期限の厳守に努める。

監査対象機関	農政部 果樹試験場
監査対象期間	平成30年8月～令和元年6月
監査実施日	令和元年9月26日、10月23日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件(収入1)	1) (発生原因の検証結果) 生産物の担当部署と総務課との間で適切に情報共有ができていなかったため、測定すべき年度に測定されているものがあった。 また、本来測定すべき年度に測定されているものがあった。
講じた措置	1) (発生原因の検証結果) 生産物の担当部署において売却回いの起案を行うこととし、総務課との情報共有を徹底している。また、総務課においても売り払い後は速やかに測定処理を行っている。

監査対象機関	図書館
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月22日、令和2年1月21日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件(物品1)	1) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。 ①不明資料 平成27年度 49点 平成28年度 65点 平成29年度 40点 平成30年度 30点 令和元年度 77点 合計 261点 ②未返却資料 平成27年度 57点 平成28年度 65点 平成29年度 48点 平成30年度 102点 令和元年度 3,379点(83点) 合計3,651点 ※令和元年度の()内は、未返却資料のうち返却期限が7月31日以前のもの
講じた措置	1) (発生原因の検証結果) ①不明資料の主な発生原因は、次のとおり。 ・正規の手続きを経ないまま館外へ持ち出され戻されない。 ・蔵書点検漏れや配架場所違いなどにより所定の場所になく所在が確認されない。 ②正規の手続きを経ず貸し出された資料が、1日でも返却期限を過ぎれば未返却資料となる。予備監査日時点の未返却資料3,379点のうち、返却期限から3ヶ月以上経過した7月31日以前の資料は83点であり、大半は期間を置かず返却されている。 (今後の対応策等) 図書等の管理においては、以下のとおり措置を講じた。 ①不明資料 ・BDSゲート(不正持ち出し防止装置)を設置し不正持ち出し防止を図っている。 ・館内に防犯カメラを設置し、作動中であることを表示している。 ・職員による書架エリアの巡視の強化により、資料の不法な持ち出し行為を抑制している。 ・紛失の多い雑誌の最新号はカウンター内で管理し、閲覧希望があった際に職員が手渡ししている。 ・利用案内や広報物などを通じて啓発活動を行い利用マナーの向上を図っている。 ・点検漏れや配架場所違いを採すための資料探索システム機器を機器更新で導入した。 ②未返却資料 ・利用者登録の際、返却期限の厳守をお願いしている。 ・貸出の際、返却日を明記した貸出票を出し、返却期限の厳守をお願いしている。 ・返却期限が過ぎてても返却されない場合は、隔月末にハガキで、年度末にはハガキや電

監査対象機関	県土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	平成30年11月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月9日、11月25日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件(財産1)	1) 地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏れの点検については、消防法第14条の3の2に基づき行うことが義務付けられているが、本来実施すべき時期から1年以上行われていなかった。
講じた措置	1) (発生原因の検証結果) 消防法に規定する当該点検の実施が必要である旨は引継書で引き継がれてきたものの、その頻度や期限は引き継がれていなかった。 平成29、30年度については、毎月1回の巡視において、燃料の漏えい点検で異常が無いことを確認していたが、消防法に規定する当該点検の実施を失念していた。 (指摘後の対応) ・令和元年11月18日 消防法に規定する点検の実施 ・令和元年11月28日 消防法に規定する点検結果報告書の受領→異常なし(今後の対応策等) 当該点検に関する勉強会を実施し、消防法の規定についての共通認識の醸成を図った。 ダム施設の点検頻度などを定めた「荒川ダム点検整備基準」への当該点検の登載に向けて、関係機関との協議を進める。

監査対象機関	図書館
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月22日、令和2年1月21日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件(物品1)	1) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。 ①不明資料 平成27年度 49点 平成28年度 65点 平成29年度 40点 平成30年度 30点 令和元年度 77点 合計 261点 ②未返却資料 平成27年度 57点 平成28年度 65点 平成29年度 48点 平成30年度 102点 令和元年度 3,379点(83点) 合計3,651点 ※令和元年度の()内は、未返却資料のうち返却期限が7月31日以前のもの
講じた措置	1) (発生原因の検証結果) ①不明資料の主な発生原因は、次のとおり。 ・正規の手続きを経ないまま館外へ持ち出され戻されない。 ・蔵書点検漏れや配架場所違いなどにより所定の場所になく所在が確認されない。 ②正規の手続きを経ず貸し出された資料が、1日でも返却期限を過ぎれば未返却資料となる。予備監査日時点の未返却資料3,379点のうち、返却期限から3ヶ月以上経過した7月31日以前の資料は83点であり、大半は期間を置かず返却されている。 (今後の対応策等) 図書等の管理においては、以下のとおり措置を講じた。 ①不明資料 ・BDSゲート(不正持ち出し防止装置)を設置し不正持ち出し防止を図っている。 ・館内に防犯カメラを設置し、作動中であることを表示している。 ・職員による書架エリアの巡視の強化により、資料の不法な持ち出し行為を抑制している。 ・紛失の多い雑誌の最新号はカウンター内で管理し、閲覧希望があった際に職員が手渡ししている。 ・利用案内や広報物などを通じて啓発活動を行い利用マナーの向上を図っている。 ・点検漏れや配架場所違いを採すための資料探索システム機器を機器更新で導入した。 ②未返却資料 ・利用者登録の際、返却期限の厳守をお願いしている。 ・貸出の際、返却日を明記した貸出票を出し、返却期限の厳守をお願いしている。 ・返却期限が過ぎてても返却されない場合は、隔月末にハガキで、年度末にはハガキや電

話で督促し、予約がある資料等については、随時督促を行い回収に努めている。
 ・督促によっても資料を返却しない利用者には、「山梨県立図書館運営規則」に基づき、貸出の許可を与えない措置をとり、再発防止を図っている。

監査対象機関	美術館	
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月	
監査実施日	令和元年11月26日、令和2年1月29日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1) 1) 行政財産使用料及び行政財産使用に伴う電気料の測定が遅延しているものがあつた。 (今後の対応策等) 今後は、行政財産使用許可に係る測定処理を速やかに実施するよう、改めて職員へ周知徹底を行うとともに、業務マニュアル(引継書)に事務処理スケジュール(期限)を明記する。 併せて、上司が測定の進捗状況を定期的に確認するなど、組織的なチェック体制を強化する。</p>		

監査対象機関	考古博物館(埋蔵文化財センター)	
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月	
監査実施日	令和元年11月19日、令和2年1月16日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件 (物品1、重点事項1) 1) 考古資料の貸付について、財務規則第161条に定める物品貸付調書及び貸付物品返却調書が作成されていなかった。また、借用物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。 1) (発生原因の検証結果) 調書の作成手続を認識していなかった。(今後の対応策等) 出納局管理課と協議を行い、財務規則第276条第2項に定める特例として、貸付け及び借受けの状況について一覧表を作成して管理すること、物品貸付調書を省略することができる旨の承認を得た。 承認された内容について、考古博物館財務会計事務取扱要領を一部改正するとともに、今後は物品の貸借について複数人で管理するなどチェック体制を整え、再発防止に取り組む。 2) (発生原因の検証結果) ①規則に基づく各様式の記載事項を認識せず、観覧券を作成していた。 ②本来、現金による収納額(受高)・払込額(払</p>		

られているが、「この券をもって領収書に代えます。」と記載すべきところ、記載されていなかった。
 ②現金領収月計表について、平成31年2月分の受高及び払高の累計の記載に誤りがあった。
 高)を記載するところ、誤ってクーポン券利用に伴う口座振込額を含めていた。(今後の対応策等)
 ①印刷済の観覧券については、フォーム等を利用し券面上に必要な文言を記載した。今後は、観覧券を印刷する場合には、原稿に必要な文言を記載する。
 ②現金領収月計表は、正しい金額に修正した。クーポン券の口座振込額は、現金領収月計表に含めないことを職員に徹底した。今後は、毎月担当者が作成・供覧する際、日計額を正しく計算しているか、複数の目で確認する。

監査対象機関	文字館	
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月	
監査実施日	令和元年11月26日、令和2年1月29日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1) 1) 行政財産使用料、行政財産使用に伴う電気料及び都市公園占用料の測定が遅延しているものがあつた。 1) (発生原因の検証結果) 行政財産使用料、行政財産使用に伴う電気料及び都市公園占用料の測定の手務処理を失念していた。(今後の対応策等) 今後は、行政財産使用許可等に係る測定処理を速やかに実施するよう、改めて職員へ周知徹底を行うとともに、業務マニュアル(引継書)に事務処理スケジュール(期限)を明記する。 併せて、上司が測定の進捗状況を定期的に確認するなど、組織的なチェック体制を強化する。</p>		

監査対象機関	北杜高等学校	
監査対象期間	平成30年10月～令和元年7月	
監査実施日	令和元年10月30日、11月27日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (物品1) 1) 貸借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていないものがあつた。 1) (発生原因の検証結果) 長期継続契約をしているパソコン1台について、財務規則第168条で規定されている手続きを失念していた。(今後の対応策等) 直ちに占有物品受入調書及び占有物品払出調書を作成した。今後は長期継続契約をしている貸借借物について、当該調書により毎年度把握することにより、事務処理に滞滞のない</p>		

ように努める。

<p>査対象機関 監査対象期間 監査実施日</p>	<p>聿崎工業高等学校 平成30年10月～令和元年9月 令和元年12月11日</p>	<p>監査の結果 謹じた措置</p>
<p>(指導事項) 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 令和元年度に発生した学校開放電気料の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める督促状の発行が納期限後20日以内に行われていなかった。また、債権管理について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める様式に準じた延滞債権管理簿が作成されていなかった。</p> <p>2) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 調定後の収納状況の確認不足により、督促状の発行が遅延してしまつた。また、未収の事例が少なからぬことから、マニュアルの内容について認識不足であった。 (今後の対応策等) 今後は調定後、随時収納状況を確認し、収入未済が発生している場合は20日以内に督促状の発行、延滞債権管理簿の作成を行う。また、改めて当該規則及びマニュアルを所属内で共有し、再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 行政財産の使用許可書を交付する際に、行政財産使用料等の算定についての一部改正における変更点を再確認しなかった。 (今後の対応策等) 変更許可書は既に交付済み。今後行政財産使用許可書を交付する際は、行政財産使用料等の算定についての一部改正における変更点を再確認して再発防止に努める。</p>	

<p>監査対象機関 監査対象期間 監査実施日</p>	<p>甲府第一高等学校 平成30年8月～令和元年9月 令和元年12月11日</p>	<p>監査の結果 謹じた措置</p>
<p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 通勤手当の認定において、通勤手当額が未記入のまま手当が認定されているものと及び通勤届の決定事項欄の該当するものにより印を付し手当額の基準となる決定距離を記入することとなっているが、記入されていないものがあつた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 担当者のチェック漏れにより未記入となつてしまつた。 (今後の対応策等) 未記入部分については速やかに記入を行った。今後は、記入しなればならない箇所を明確にするため、通勤届書類の記入例を作成し職員間で共有する。</p>	

<p>監査対象機関 監査対象期間 監査実施日</p>	<p>甲府西高等学校 平成30年10月～令和元年7月 令和元年10月30日、12月17日</p>	<p>監査の結果 謹じた措置</p>
------------------------------------	--	------------------------

<p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 扶養手当の支給額改定は給与システムで自動反映されるため、扶養親族簿での認定・確認する事務処理を失念していた。 (今後の対応策等) 直ちに支給額改定後の扶養親族簿を給与システムからダウンロードし、認定・確認を行った。 今後支給額改定があつた場合は、速やかに扶養親族簿での認定・確認を行い、再発防止に努める。</p>
--	--

<p>監査対象機関 監査対象期間 監査実施日</p>	<p>甲府東高等学校 平成30年8月～令和元年9月 令和元年12月18日</p>	<p>監査の結果 謹じた措置</p>
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 授業料 過年度分 先数 1件 613,800円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 平成28年度に、学校から高校教育課への就学支援金の報告額に誤りがあつたため、高校教育課から国への交付申請額が不足した。就学支援金から高等学校授業料への振替処理が運くなったため、報告額の誤りに気付かず交付決定がされ、授業料に収入未済が生じた。 (今後の対応策等) 平成29年度に高校教育課から国への追加交付申請を行つていたが、令和2年3月に交付決定された。就学支援金が予算令達されたため、同年3月31日、高等学校授業料への振替処理を行つた。</p>	

<p>監査対象機関 監査対象期間 監査実施日</p>	<p>農林高等学校 平成30年8月～令和元年9月 令和元年12月18日</p>	<p>監査の結果 謹じた措置</p>
<p>(指導事項) 3件 (給与2、重点事項1)</p> <p>1) 社会保険料について、期間採用教員から過大に控除し、臨時職員から過小に控除したため、雑部金の残高に過不足が生じていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 当該期間採用教員2名の社会保険料については、日本年金機構からの通知に基づき随時改定が適用される対象者であり、平成30年8月徴収から改定した後、担当者が適用時期を7月から必要と誤解して、遡及して同年11月に追加徴収してしまつた。 また、当該臨時職員は平成30年12月に中途退職した。12月支給の例月賃金及び特</p>	

<p>2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていないものがあった。</p> <p>3) 現金収納事務において、以下のとおり不備があった。 ①即納でない生産物売払収入について、現金領収書を交付すべきところ交付されておらず、現金領収書の用紙が廃棄されていた。 ②図書コピー機使用に係るコピー代について、現金収納しているが、現金領収書を作成し交付すべきところ、行われていなかった。 ③現金領収簿の組ごとの用紙の余白に当該簿冊の番号を明記するとされているが、用紙の余白に当該簿冊の番号が明記されていなかった。 ④現金領収簿の表紙に、その交付及び返還の年月日、使用者の職氏名、書損枚数、残枚数等を記載するとされているが、交付及び返還の年月日、使用者の職氏名が記載されていなかった。</p>	<p>別賞金分の社会保険料は不要と調整し、平成31年3月に本人へ返還した。しかし12月の例月給与分は対象であり、社会保険事務所から請求があり支出されたため、返還した例月給与分は誤りで、この分を賞金から再度差し引く必要があったが処理を失念していた。(今後の対応策等)</p> <p>期間採用教員の社会保険料については、1名は退職していたため、令和2年1月16日に口座振替にて本人口座へ返還した。もう1名は、令和2年1月16日の給与支給時に減額調整した。</p> <p>臨時職員の社会保険料については、令和2年1月10日の賞金支給時に追加徴収した。今後は、手続きに誤認がないよう、担当のみならず事務室内での相互確認を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 給与事務については、青林代替の職員が担当しているが、事務引継ぎが細部まで徹底されず、平成31年4月当初の扶養親族簿で認定・確認の手続きがされていなかったものが発生してしまっていた。(今後の対応策等)</p> <p>監査後速やかに扶養親族簿へ確認・認定の手続きを行った。今後は、扶養手当等を含めて給与にかかわる制度、必要な手続きを事務室内で再度確認し、職員相互確認も徹底して遺漏のないよう再発防止に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) ①生産物の委託販売については、農協の生産物販売事業所に委託しており、毎月の定期的な販売実績の内容について、契約に基づき書面により内訳が提示され確認できている。相手側から現金領収書を求められなかった状況もあり、相手側に渡す必要があると認識していなかったため、交付せず廃棄してしまっていた。 ②図書室のコピー機については、図書、資料のコピーに使用されており、使用者・枚数・金額を一覧表に記載させて、現金を確認している。その表に現金領収簿を作成し、現金領収書を使用者に渡す必要があると認識しておらず、現金領収簿を作成していなかった。 ③～⑥現金領収簿の年度毎の分冊、記載事項の漏れについては、規則に基づく取扱いの認識不足があった。</p>
--	---

<p>⑤現金領収簿の簿冊は年度又はそれぞれの現金収納員ごとに更新するとされているが、年度が替わっても更新されず引き続き使用されていた。</p> <p>⑥現金領収簿の組ごとの用紙に所属名、科目名、現金収納員の職、氏名の記載がなかった。</p>	<p>(今後の対応策等) 監査後、図書室のコピー代の現金領収簿を作成し、生産物の現金領収簿も分冊して、指導された記載事項を記載した。現金領収書も相手側に交付することとした。今後は、規則に基づく対応を事務室内で再度確認し合い、規則に沿った取扱いを徹底し遺漏のないよう再発防止に努める。</p>						
<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>巨摩高等学校</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>平成30年10月～令和元年7月</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和元年10月31日、12月19日</td> </tr> </table> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件(物品1)</p> <p>1) 新聞購読料を前金払していたが、完納された際に作成すべき検収調書が作成されていなかった。</p>	監査対象機関	巨摩高等学校	監査対象期間	平成30年10月～令和元年7月	監査実施日	令和元年10月31日、12月19日	<p>1) (発生原因の検証結果) 新聞は3月31日の配達をもって完納となるため、年度末の繁忙期において検収調書作成を失念していた。(今後の対応策等)</p> <p>直ちに必要事項を明確に記載し、検収調書を作成した。今後は、前金払をする定期刊行物について一覧表を作成し、完納となった時点でチェックを行うことにより、検収漏れを防止し、取扱に遺漏のないよう徹底する。</p>
監査対象機関	巨摩高等学校						
監査対象期間	平成30年10月～令和元年7月						
監査実施日	令和元年10月31日、12月19日						
<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>白根高等学校</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>平成30年11月～令和元年9月</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和元年12月18日</td> </tr> </table> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 3件(収入2、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 雑入(県立学校施設の開放に伴う照明施設電気料) 令和元年度分 先数 1件 1,900円</p>	監査対象機関	白根高等学校	監査対象期間	平成30年11月～令和元年9月	監査実施日	令和元年12月18日	<p>1) (発生原因の検証結果) 財務帳票等による収入状況の確認を行っていなかった。(今後の対応策等)</p> <p>収入未済について、相手先に連絡を行い令和元年12月26日に収入済みとなった。今後は、毎月末に未収入一覧及び督促対象一覧表を確認することで再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 未収金について、確認が十分ではなかったため督促状等の発行や滞納債権管理簿が作成されていなかった。(今後の対応策等)</p> <p>期限内の納付が行われない場合は、速やかに督促状を発行し、滞納債権管理簿を作成する。</p>
監査対象機関	白根高等学校						
監査対象期間	平成30年11月～令和元年9月						
監査実施日	令和元年12月18日						
<p>2) 県立学校施設の開放に伴う照明施設電気料の未収金について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める督促状の発行が、納期限後20日以内に行われていないものがあった。また、債権管理について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める様式に準じた延滞債権管理簿が作成されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 財政帳票等による収入状況の確認を行っていなかった。(今後の対応策等)</p> <p>収入未済について、相手先に連絡を行い令和元年12月26日に収入済みとなった。今後は、毎月末に未収入一覧及び督促対象一覧表を確認することで再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 未収金について、確認が十分ではなかったため督促状等の発行や滞納債権管理簿が作成されていなかった。(今後の対応策等)</p> <p>期限内の納付が行われない場合は、速やかに督促状を発行し、滞納債権管理簿を作成する。</p>						